

令和 5 年 度 第 8 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

5 . 11 . 7

第 8 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和5年11月7日 午前 9時30分

2 開会日時 令和5年11月7日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和5年11月7日 午前 10時30分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

| 議席 番号 | 氏名 | 出欠等 の別 | 議席 番号 | 氏名 | 出欠等 の別 |
|----------|-------|-----------|----------|-------|-----------|
| 1 | 三宅勝二 | | 8 | 鹿嶋耕三 | |
| 2 | 櫛田繁造 | | 9 | 片岡芳和 | |
| 3 | 仁井名雅子 | | 10 | 大平貴之 | |
| 4 | 梶田宏一 | | 11 | 天野平之進 | |
| 5 | 仁科智之 | | 12 | 西江務 | |
| 6 | 北村卓士 | | 13 | 守屋映男 | |
| 7 | 佐内繁文 | | | | |

5 会議に出席した者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------|-------|-------|------|
| 推進委員 | 馬上百生 | 推進委員 | 西江敬一 |
| 推進委員 | 奥野きたこ | 推進委員 | 藤田潔 |
| 推進委員 | 藤原美代子 | 推進委員 | 大平章之 |
| 推進委員 | 大本憲治 | 推進委員 | 枝木俊彦 |
| 推進委員 | 畦崎友梨 | 推進委員 | 守屋芳明 |
| 推進委員 | 西山博行 | 事務局長 | 木南達昭 |
| 推進委員 | 有本正義 | 事務局次長 | 松枝大作 |
| 推進委員 | 桑田圭介 | 主事 | 西山彰人 |
| 推進委員 | 西山雅子 | 主事補 | 小川航平 |

| | 氏名 | | 氏名 |
|-----|----|--|----|
| 傍聴人 | | | |

6 提出議案

| 議案番号 | 議 題 |
|----------|-----------------------------|
| 議案第 28 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 29 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 30 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 31 号 | 農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 議案第 32 号 | 現況証明願の承認について |
| 報告第 21 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について |
| 報告第 22 号 | 解約証書の受理について |
| 報告第 23 号 | 農作業等受委託契約書の受理について |
| 報告第 24 号 | 農地法施行規則該当転用届について |
| その他 | |

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

4 番委員

5 番委員

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第8回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 会長 | (会長あいさつ) |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第8回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を4番梶田委員、5番仁科委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | <p>それでは、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー42号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー42号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は増反を凶るにあたり、農地の管理が困難となっていた譲渡人より申請地を譲り受けるものです。譲受人は退職後約10年の農業経験を有しております。事務局での現地調査にて、現在所有する農地を適切に管理されていることを確認しており、申請地を含めた耕作能力も有していると思われま</p> <p>す。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| 〇番委員 | 事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー43号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | ナンバー43号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 |

| | |
|------|--|
| | <p>(売買)でございます。</p> <p>譲受人は増反を図るにあたり、遠方に居住している譲渡人より申請地を譲り受けるものです。譲受人は永年農業に従事しております。事務局での現地調査にて、現在所有する農地も適切に管理されていることを確認しており、申請地を含めた耕作能力を有していると認められます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>なお、申請地の〇〇については、第三者への賃貸借権設定があったため、当申請に先立ち合意解約の通知がありました。報告第21号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」にて報告案件としています。</p> <p>また、当農地には、譲受人が設置した農業用倉庫があることが判明したため、是正のための届出がありました。報告第24号「農地法施行規則該当転用届について」にて報告案件としています。</p> <p>さらに、譲受人の所有農地にて違反転用が判明したため、是正のための申請を受け、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」にて上程しております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| 〇番委員 | 先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー44号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー44号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は増反を図るにあたり、遠方に居住している譲渡人より申請地を譲り受けるものです。譲受人は15年ほどの農業経験を有しています。事務局での現地調査にて、現在所有する農地を適切に耕作管理されていることを確認しており、申請地を含めた耕作能力を有していると認められます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |

| | |
|------|--|
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| ○番委員 | 先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー45号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | ナンバー45号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲渡人は、昨年度に農地法第3条許可を得て農地を取得していましたが、その後、急激に体調が悪化し、回復の目途がたっておらず、さらに家族の介護の問題が新たに発生し、笠岡市への移住が叶わない状態となったとのことです。このままでは、農地の管理ができず、周囲の農業環境に悪影響を与えかねないことから、売買の話となった次第です。早期での売却となりますが、転売目的ではないことを確認しており、先ほどの内容が記載された理由書の提出もありました。 譲受人は、この度空き家バンク制度を通して笠岡市に移住し、クラフトビールの副原料となる作物の栽培を始めるにあたり、住宅に付随する農地を譲り受けるものです。 譲受人は、農業経験は12年ほどありますが、自身で農地を取得し営農するのは初めてとのことで営農計画書の提出があります。また、クラフトビール醸造経験も有しており、その副原料となるバジル、赤シソ、コリアンダー、ブルーベリー及び御茶を作付するとのことです。農作業は基本的に譲受人一人で行いますが、収穫時などの農繁期には兄の協力も得られるとのことです。農機具は耕耘機を所有しており、居住予定地は農地から近距離であることから、申請地での耕作管理は十分可能と考えられます。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 以上でございます。よろしく願いいたします。 |
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| ○番委員 | 事務局の説明のとおり問題ありません。譲渡人は申し訳ないとのことです。 |
| 会長 | ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 |

| | |
|------|--|
| | <p>(全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー46号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー46号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は、営農を開始するにあたり、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。譲受人は、農業の経験はなく、予定年間農業従事日数は120日間ですが、986㎡の申請地にイチジクを栽培する予定であり、耕作管理は可能と考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p> |
| 会長 | <p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー47号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー47号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は、主に〇〇を営む法人であり、この度野菜を栽培するにあたり、申請地を譲り受けるものです。申請地は長年耕作放棄地となっておりましたが、この度整備し作付可能な状態であることを、事務局の現地調査により確認しています。 譲り受ける法人は、〇〇での農業の実態があり、〇〇での経営面積は〇〇であることを、耕作証明書にて確認しています。笠岡市での農地取得は初めてのため、この度農地所有適格法人要件を満たすことを併せて確認しております。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p> |

| | |
|------|---|
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| ○番委員 | 事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー13号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー13号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は車庫及び農業用倉庫でございます。</p> <p>申請者は、申請地を転用し、駐車場及び農業用倉庫として使用したいとこのことです。申請者の現在の自宅には車を入れることが不可能であり、自宅付近で駐車できる土地を探しましたが、周辺は家に囲まれており、申請地しか駐車場として使用できる土地がなかったため、代替性要件を満たしていると思われる。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われる。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地全面にコンクリートを敷いているため、土砂の流出はないと思われる。雨水については、既存排水路に接続することによって問題ないと思われる。また、隣接農地はないため、日照、通風に影響はありません。</p> <p>なお、申請地は、許可を得る前から駐車場及び農業用倉庫として使用されていたため、始末書の提出があります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| ○番委員 | 先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>ナンバー14号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。</p> <p>申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は農用地区域内農業用施設用地、転用目的は仮設乾燥ハウスでございます。</p> <p>申請者は、申請地を一時的に、完成堆肥とチップの保管をするための仮設ハウスの建設用地として転用したいとのことで、令和2年度第6回の農業委員会で許可された案件の期間延長の申請でございます。申請地は農用地区域内農業用施設用地であります。許可規定「農地法第8条第4項に規定する農地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当しているため、許可妥当と思われま。</p> <p>周囲の影響につきまして、既に仮設ハウスは設置されているため、工事による土砂の流出はなく、引き続き敷地からの土砂の流出等はないようにするとのことで、問題ないと思われま。</p> <p>雨水については、現在のとおり排水路および沈殿柵を設け、既存用水路に接続するとのことで、問題ないと思われま。</p> <p>また、予定建築物は、全高6m程度のもので、屋根材に日光を通す素材を使用し、壁等も設置しないことから日照、通風に問題は無いと思われま。</p> <p>なお、転用面積が3,000㎡を超えているため、県農業会議へ諮問後、許可妥当の答申を得た上での許可といたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| 〇番委員 | 事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー16号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー16号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>申請地は〇〇の田2筆、農地区分は第3種農地、転用目的は自宅兼犬舎用地及び露天駐車場、施設の概要は居宅兼犬舎1棟、駐車場でございます。</p> <p>申請者は申請地を転用し、自宅兼犬舎とドッグラン併設並びに駐車場にしたいとのことです。申請地は第3種農地であるため、許可妥当と思われま。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分には建築ブロックを設置し、隣接地へ土砂が流出しないようにするとのことで、問題ないと思われ</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ます。雨水については、雨水枡を設け既設水路へ放流し、生活雑排水については、公共下水へ放流するとのことで、問題ないと思われま。また、道路東側部分は建築物は無く、西側部分の建築物は高さが約3mであるため、日照、通風に問題は無いと思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | <p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー17号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー17号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は進入路、露天駐車場及び倉庫、施設の概要は進入路、駐車場、倉庫2棟でございます。</p> <p>申請者は申請地を転用し、自己居住地の駐車場、進入路及び倉庫を建設したいとのことです。申請者は、申請地の隣接地に住んでおり、家族の自家用車や仕事で使うトラック、倉庫を置く場所として使用したいとのことです。自宅近くで車をおける場所、車が通れる道が申請地以外ないため、代替性要件を満たしていると思われま。申請地は第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当と思われま。</p> <p>周囲の影響につきまして、地形の変更を行うことなく現在の状態で使うとのことで土砂の流出は無いと思われま。雨水につきましては、自然浸透にて対応します。また、建築物は3m未満であるため、周囲の農地への日照、通風に問題は無いと思われま。</p> <p>なお、申請地は、許可を得る前から駐車場として使用されていたため、始末書の提出があります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | <p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| ○番委員 | 先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー18号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | ナンバー18号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(永年間)でございます。 申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は農用区域内農業用施設用地、転用目的は農作業場兼事務所、施設の概要は農作業場兼事務所1棟でございます。 申請者は申請地を転用し、農作業場兼事務所を建設したいとのことです。申請者は、隣接地にて〇〇を経営しており、その農作業場兼事務所として使用したいとのことです。申請地は農用区域内農業用施設用地ですが、許可規定「農地法第8条第4項に規定する農地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当しているため許可妥当と思われれます。 周囲の影響につきまして、コンクリートブロックによる土止め、セメント舗装、地固めをしているため土砂の流出は無いと思われれます。雨水については、排水路及び沈殿柵を経て既存排水路に接続し、生活雑排水については、合併処理槽に接続するとのことで問題ないと思われれます。また、建築物は高さが6m程度のものであり、隣接農地はどちらも自社の園芸施設であるため、日照、通風に問題は無いと思われれます。 なお、本案件は、許可を得る前から農作業場兼事務所として使用されていたことが、過去の申請にて判明した経緯があり、始末書の提出があります。 以上でございます。よろしく申し上げます。 |
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| ○番委員 | 先日推進委員の方と現地調査に行きました。事務局の説明のとおり問題ありません。 |
| 会長 | ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第31号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>それでは説明にまいります。令和5年11月14日の公告予定で取りまとめております。今回は一般分の設定はございません。一括方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が1筆、設定対象面積が839㎡、設定対象人数が1人。10年以上の設定対象筆数が4筆、設定対象面積が1,811㎡となっております。合計といたしましては、設定対象筆数が5筆、設定対象面積が2,650㎡、設定対象人数は、対象年数毎に重複がありますので2名となっております。</p> <p>これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | 関係委員さんの調査報告をお願いします。 |
| ○番委員 | ○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。 |
| 会長 | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第32号「現況証明願の承認について」ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ナンバー4号でございます。○○によります、現況証明願の申請です。申請地は○○の宅地1筆で、申請地目は畑となっております。</p> <p>当案件について、令和5年10月23日に農業委員の○○委員、○○委員、○○委員と推進委員の○○委員と現地を確認いたしました。</p> <p>現地の状況については、別紙を御覧ください。</p> <p>申請地は元々居宅があった土地ですが、滅失後、令和5年6月頃より畑として利用しているとのこと。現状として、イチジクや唐辛子、かぼちゃが作付がされていることが確認できるため、農業委員3名の同一の意見により、「畑」と判定しております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | 現地を確認していただいております、担当地区の委員から調査報告をお願いします。 |
| ○番委員 | 現地を確認したところ、実際にイチジク等が植えられており、耕作するという意思が見受けられました。畑と判定します。 |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 つづきまして、報告第 21 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 22 号「解約証書の受理について」、報告第 23 号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第 24 号「農地法施行規則該当転用届について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。このことについて、事務局から説明がありますので、お願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>報告第 21 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ですが、賃貸借の場合、民法上では手続きをすることなく契約が更新されていくため、第三者への所有権の移転や転用の申請がある場合には基本的に解約をしてもらうこととなります。今回の案件では、ずっと昔に交わされた賃貸借契約が残っていたため、第三者へ所有権移転するにあたり、解約の手続きをおこなったものです。なお、賃貸借契約について、農業委員会では正確な契約を把握するため、更新の際は原契約の契約期間の変更の手続きをすることとなります。</p> <p>報告第 22 号「解約証書の受理について」ですが、使用貸借契約にかかる解約の案件です。使用貸借では、契約期間の到来とともに契約は終了となるため、民法上、農地法上ともに手続きは不要ですが、農業委員会が正式に契約が終了したことを把握するためや、今後のトラブル防止のため、解約証書を受付しております</p> <p>また、今回の案件のように、契約期間満了の前に契約を終了させるときに受付します。</p> <p>報告第 23 号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、これは農地に対する権利は移動せずに、農作業等のみを委託、受託するものです。今回の案件で言いますと、当該農地で行う農業の経営者は〇〇のままですが、実際に農作業するのは〇〇ということになります。</p> <p>報告第 24 号「農地法施行規則該当転用届について」です。ナンバー 6 号については、前回の農業委員会です許可となった 3 条の申請地で、現地調査の際に判明した農業用倉庫について届出するものです。ナンバー 8 号については、今回の 3 条の申請地にかかるものです。農地法施行規則第 29 条第 1 項にて 2 アール未満の農業用施設に転用する場合は許可は不要とされており、届出を提出いただくこととなります。「農業用」でないと受理できないため、今回のナンバー 6 号や 8 号の案件で言いますと、農機具を保管するための倉庫であることを申請者立会のもと現地確認をおこなっております。</p> <p>説明は以上です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 会長 | <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p> |
| 事務局 | <p>(1) 次回農業委員会 12月5日(火)午前9時30分から <u>笠岡市役所分庁第4 2階大会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回議案発送日は、11月24日(金) ・ 視察研修(11/24開催)の出欠について(締切) ・ 委員研修会(12/19開催, 吉備中央町)の出欠について ・ 農地パトロールについて ・ 農業振興地域整備計画の変更に係る説明 <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p> |